

インフルエンザと診断された児童・生徒等が発生した学級において、出席停止を含め欠席者の割合が20%を越えた場合。
欠席者20%以上
欠席者の割合が10%超えた場合
県の基準と学校医への相談により
学級内の流行状況に合わせ決定具体的基準は決まっていないが、り患者2割がめやす
授業継続不可能な場合。
同一集団内での感染が複数以上短期間内に認められた場合、これ以上の学校内での流行を措置しなければならぬ状況におかれた時
クラスの20%の出席停止
クラスの2割以上で症状のある生徒の増加がみられた場合
特定の集団で同時期2割以上の感染者が出た場合、検討し、決定
学校医と相談の上、校長が決定
インフルエンザ様症状による欠席者が20%を越えた場合
クラス（又は学年、学校）で基準以上（20%以上の欠席→校長判断）
静岡県教育委員会の対応に基づいてある。「A型インフルエンザと診断された児童・生徒がいる学級でインフルエンザ様症状による欠席者が20%を超えた場合、校長は学校医及び保健所と閉鎖期間（最長7日間）を相談し、その結果を教育委員会と協議して、教育委員会が決定する。」
1クラス20%以上の欠席
学級の人数の20%以上罹患。
欠席率20%最長7日間
県の基準に基づき、同一学級で欠席率が約10%となった場合。
同一学級で欠席率が約10%となった場合→インフルエンザ又は疑いによる欠席
同一学級で欠席率が約10%となった場合
校医（内科）の判断、1割程度の欠席数
クラス在籍生徒数の4割欠席
状況により決定する。
監督官庁の指導
40人学級で10人以上欠席がある場合、前後の欠席状況もふまえて学校医と相談し決定
2割程度の欠席者があつたとき学校医と相談する
クラス生徒数3割が欠席したら
同一学級で欠席率が20～30%となり、学校長、校医が必要と認めた場合
学級生徒の1/4程度
クラスの数に対する10%の欠席

愛知県教育委員会からの指示による
学級の20～30%の欠席者数校長判断
県教育委員会と相談して。
教育上の要請及び伝染病予防上の要請を考え判断する問題であるが、基準を一律的に定めるのはむずかしい
状況を見て協議判断します。
学校医と相談
昨年度は、県教委からの指示基準
条件、基準はない、状況により学校医の助言で。
校長の判断（基本的方針は県教委より指示）
クラスの1/3以上の欠席、流行の早さなど考慮する
学校医に相談→県教委判断三重県の規定があります。
学校医、県教委と相談する
県の規準に合わせている
クラスの20%が欠席した場合、クラス閉鎖。クラス閉鎖が複数になった場合、学年閉鎖
（県よりの通知文により対応している）
クラスの10～15%発症
5人（在籍者の約10%～15%）に達したときを一応の基準として4日間程度の学級休業を実施
学級在籍者数の10～15%に達した時
大阪府の基準通り
学級の1/3が欠席の場合
クラスの約2割程度欠席した場合
おおむね5人以上の感染が同時の場合。
在籍者数の約10%～15%、インフルエンザにり患した場合
在籍数の10～15%の発症者が出た場合
1クラス5人以上
府教委の基準どおり、クラス5名以上
クラス内の感染確認者が20%
15%の欠席者
教育委員会の指示で
在籍数の10～15%、4日間程度
5人以上の発生時（1クラス当り）
法人学校医と相談
5人以上の欠席
クラス人数の1割程度（4～5名）

クラス在籍者数の15%以上が罹患
クラスで5～6名患者が出た場合。
患者が同一学級で6人
教育委員会の基準25%以上が欠席し、感染の拡大が予想される場合
クラス内でインフルエンザ及び疑いのある者が1/3以上あるとき
インフルエンザ、インフルエンザ様症状のある生徒の欠席数がクラスの25%
規定の人数の欠席
校医と相談 新型インフルエンザの場合クラスの人数の1割
レベルによって対応。基準に従って学校医に相談
県の基準に準じる（状況によって異なる）
クラスの15～20%↑罹患
教育委員会、学校医、保健所と相談して決定する
県で統一：欠席率がおおよそ7日以内で15～20%で達した場合学級閉鎖を検討する
県の定める基準
15～20%7日以内に欠席あれば（県内基準）
学級の10～20%の感染（範囲内で学校長の判断で）
2割以上欠席があるとき
目安…学級の10～20%の感染5日
学級の10～20%の感染（範囲内で学校長が判断）
クラス定員の10～15%欠席および、急速な患者の増加
クラスの15%程度
教育委員会が示した条件
クラスの20%がインフルエンザで欠席した場合3～5日間の学級閉鎖もしくは急激に欠席者が増加した場合
疑いのある者、感染者の総数10～15%に達したとき。
学級人数の2割の欠席・感染が確認された時及び、校医・校長が判断した時
1クラス8名以上
クラスの患者が20%に達した時
在籍者数の15%以上の罹患で校医県教委と協議し学級閉鎖を検討する
インフルエンザ感染者が学級の15～20%に達したとき（感染の疑いも含め）
インフルエンザ患者数、発熱による欠席が合計20%となった時、学校医、県教委と検討する
校医、管理職保健部相談
「学級のインフルエンザ感染者が10～15%に達した場合」という姫路市の基準にあわせている。
校長は、学校医と相談のうえ、県教育委員会と協議し決定する

患者及び疑い患者の総数が10%～15%に達した時県教委と協議
1クラス5名以上のインフルエンザ生徒が出た場合
校医、県教委と相談の上決定
クラスにおいてインフル欠席が15%→校医の指示を仰ぐ
学校医と相談
強毒性：患者が発生した場合、ひとまず7日間程度の臨時休校 弱毒性（H1N1型以外）： 1週間のうち2人以上の患者が発生した場合、当該クラス等はひとまず3日間の閉鎖
欠席者数と登校生徒の健康観察
県教委の基準では生徒数の30%程度の患者の発生
1週間以内に2～3割の発生
学級生徒数2割の罹患率
あるクラスで36名中7名のインフルエンザ患者が出たため翌日より3日間学級閉鎖とした。
通常は1/3以上の欠席。昨年の新型の時は1w以内に同一学級から5名以上出た時
確定○人、疑い○人、昨年は確定が1割ぐらいでも停止にしたが、今年度は季節性に準じている
短期間に3名以上の感染者が続出した時
特にないが、学校医の意見などによる。
発症日3日間の範囲内で、同一学級5名以上（学校医と相談の上）
発症日を含めて3日間以内に同一学級に5名以上の罹患がある場合
患者が疑いのある者、3人以上
感染者の人数、時期等を学校医に相談の上で。
クラスの欠席者が1～2割をめどに検討する
クラスで1/3以上の生徒り患時
H21は、流行が急激に拡大したので、欠席が1割を越えた時点で検討。H22は2割まで様子を見た
クラスの2割の生徒に感染が確認された場合
欠席状況と健康観察による生徒の状況をみて、校医と相談の上、委員会にて決定。
学級で1/3以上発生した場合。
県の基準7日以内に5人程度
対策委員会で検討
基準は、特に定めない。欠席率が通常時の欠席率より急速に高くなったとき又は、罹患率が急激に多くなった時に、地域の流行状況等を勘案の上、検討する。
特に設けていないが学校の状況をみて、学校長が判断する。
学校医と相談の上、校長が判断

状況に応じて
県教育委員会の基準と同等
クラス3割欠席
話し合って決めるが、だいたいクラス内10～30%の欠席、2～4日間
昨年、同一学級において、7日間以内に5人程度陽性となった場合翌日から4日間。今年度目安罹患生徒20～30%学校医と相談
罹患している生徒の状況を把握し、学校医県教委と連携し、決定していく
昨年度は県教委から基準が出されたのでそれに従ったが、H22年度は解除された。
患者の急な増加があり、学校医と相談の上必要であれば行う。
クラスの20%が欠席し、今後増加傾向が見られる場合
県教委の基準による
特定の学級で20～30%程度のインフルエンザ様症状による欠席者がある場合
学級内において新型インフルエンザの疑いのある患者が10%程度発生した時
学年、学級の20～30%程度のインフルエンザ様症状がある場合、学校医と相談
新型インフルエンザの診断を受けた生徒が20%程度に達した時。
県の基準（指示）による。現在：休校→在籍者総数に対し、20～30%インフルによる欠席ある場合。学年学級閉鎖→特定の学年・学級で20～30%インフルによる欠席がある場合。
学校保健安全法第19・20条学校保健安全法施行令第6・7条
欠席状況から感染拡大のおそれがあると判断した場合
県の方針に基づく
クラスの人数の20%くらい
昨年は新型が一度に2～3名発症すると2～3日の学級閉鎖を行いました。今年度は通常の対応で10名近く一気に患者が出れば学級閉鎖も検討する、という程度です。
2割前後の感染者・感染疑い者が出た場合
クラスに同時期に複数名（1/3程度）の欠席等が出た場合
20%前後の欠席者
在籍数の約1割がインフルエンザに感染し欠席
3分の1以上の欠席者
30%以上の欠席
学校長の判断（インフルエンザによる欠席者が学級在籍者の20%以上になった場合。
学校長の判断
40人学級で10人以上が罹患（疑いを含む）
1クラス、インフルエンザによる欠席が3割

教育委員会保健スポーツ課へ相談
一の学級において、複数の児童生徒（一学級児童生徒数の1割～2割程度）の患者が確認された場合（擬似症を含む。）で、かつ、当該学級において更に感染が拡大する恐れがある場合には、発症した翌日から7日間又は解熱してから2日後までの間の学級閉鎖の措置を講ずる。
基本的には生徒数の2割を超えた場合であるが、講座毎の状況や、学校行事等を考慮し、決定する。
1 / 3以上の欠席
クラス内で診断された生徒数と感染が疑われる生徒数から閉鎖するかどうか検討する
大勢罹患生徒が出た時
在籍生徒の1 / 3が出席停止の場合
学校医と校長判断
感染による欠席2割以上、疑い生徒を加えてクラス1 / 2以上になると検討
国・県の基準に準ずる
校医、保健所に相談の上決定する。
クラス生徒数の2割以上、その他感染が広がる可能性がある場合
複数の感染が確認され、流行が懸念される場合。（学校医相談含）
・感染の急速な拡大・欠席率5割以上・各関係機関との相談の上で。
・クラスの2割がインフルエンザになった場合・学校長が認めた場合
30%以上の感染者が発生し感染の拡大のおそれがある場合。
同一学級内でインフルエンザ様症状の欠席者等が2割以上確認された場合。
インフルエンザと診断された欠席者数および発熱等インフルエンザが疑われる症状のある生徒数を合わせて考えます。
同一学級内でり患者が概ね2割以上確認された場合
管理職が判断する。
クラスの10～15%がインフルエンザ様を呈して欠席した時。
インフルエンザ様症状を呈して欠席している者が同一学級内で10～15%確認できた時点
クラスの10%以上り患者が出た場合
同一学級内で罹患率が15%以上確認された場合
昨年是在籍者数の10%程度のり患者が出たクラスは閉鎖をした。
校長判断・クラスの10～15%欠席
インフルエンザによる出席停止者が20%に到達した時。
罹患率が10%を上回った場合、関係機関と相談しながら判断
10～15%で
クラスの10%程度の欠席でとり合えず5日間とする。閉鎖期間中に15%程度に拡大した

ら2日程度の延長とする。
罹患率が30%を越えた時
15%を超える
感染が急激に増加およびその疑いのある時（校長判断）
状況に応じて（季節型と同様）
昨年度は県の指導でクラスの15%以上
学級生徒数の15%以上
2人以上、25%程度
熊本県教育庁新型インフルエンザ対策室からの基準。当該学級在籍者の2人以上かつ25%程度。
学校長判断
当該学級在籍者の2人以上かつ25%程度になったとき
・学級数の25%を超えた場合
25%以上の欠席
クラスの罹患率が30%を越えたとき
インフルエンザ患者が当該学級在籍者の2人以上かつ25%程度
インフルエンザ患者が当該学級在籍者の2人以上かつ25%程度になったとき
インフルエンザ患者が当該学級在籍者の2人以上かつ25%程度になったとき
1学級生徒の1割以上罹患
クラスの患者数が2割をこえた時
クラスの2割以上のインフルエンザによる欠席。
感染による出席停止の生徒数が2割以上。（新型のときは1割）
学校医、教育委員会と相談
在籍者数に対する欠席者数1割以上になった時（県からの通達）
患者の人数、行事等に差し障りがあるとき。
以前は1クラス40名中、4名1割、発生した場合
県の規準に準ずる
学校保健安全法を参照
その都度協議
関係者会議の結果、校長判断
学級の2割程度欠席があった場合、学校医の判断
クラス内でインフルエンザによる出席停止者が2割以上。
学級在籍数の2割
2割の生徒が罹患した場合
学級人数の2割
学級の2割程度の児童生徒が7日間以内にインフルエンザの診断を医師から受けた場合

インフルエンザ罹患者が2割以上の発生
学級の2割程度の生徒が、7日間の間にインフルエンザの診断を医師から受けた場合
クラスの2割程度の生徒が、7日間の間にインフルエンザの診断を医師から受けた場合
急激な患者の増加、学校医の指導助言
クラスの1/3以上の欠席
1学級で罹患者が10名程度
インフルエンザの欠席者が10%以上出たとき
クラスの1/3以上の欠席
学級(40名)で10人程度患者が出た場合
在籍数の1/3程度が欠席している
被患者が急激に多くなった時、学校医と相談して決める。
学級で10名以上の欠席者がでた場合
1/3以上の発生、地域の流行
学級数の2割以上の患者の発生
クラスの2割程度の感染者が認められた場合
県教育委員会の指示による基準。(同一学級において7日以内に2割、学校医と協議する)
クラスで1~2割程度の欠席
教室・校内・地域での感染拡大状況により判断
欠席者(インフルエンザ)感染が疑われる生徒数
寮生活をしているので、同室から2名以上の患者が出た場合、学校保健師、教育委員会校長、教師等で今後のことについて検討する。
県教委通知を基準として、学級、校内・地域の流行状況を参考として校医の指導を得て検討
欠席率10%罹患者率30%目安
欠席率10%、罹患者率30%を目途
県の基準欠席率10%罹患者率30%
県が指示した基準
県から示された基準に添って校医の指導をあおいで校長が決定する
10~20%の欠席
明確な基準はない。状況に応じて対応
明確な基準は無い。感染が拡大傾向にあり、管理職、学年、教務、養護教諭による協議により決定。
今年度はなかったが、学校医、校長、教育事務所等と協議する。
基準はないが、状況に応じ校内で協議
患者数学級数の1/4以上
通常のインフルエンザ基準に準ずる

インフルエンザ罹患者10%以上感染拡大が考えられる場合
学校において複数の感染者があり、感染拡大が強く見込まれる場合
学校保健法に準ずる形
1クラス20%以上の罹患者が出た場合。
クラス内の20%～30%の者が感染した場合には(4～6人)閉鎖する。
インフルエンザ患者がクラスの1割以上で今後流行が予想される場合
学校医と相談。学級での感染拡大が明らかなき。
1クラス1割以上感染した時に、学校医に相談・協議の上学校長が判断。
その時の状況により校長が判断
学校医との相談
特に定めていないが1クラス4～5名の発生の時学校医と相談して決定した
目安として、クラスの2割程度の発症(疑い含む)
その時によります。基準は決めていません。校医、校長等との話し合い。
クラスの20%が感染したとき
県から指示がきている。
学級で2割以上の生徒に発生した場合
20%または6名程度その都度関係者で話し合う。
数値の基準はないが、校医の指導助言を受け、患者の発生状況等も考慮し、総合的に決める
患者数がクラスの2割を越えた場合。最終判断は校長。
在籍者の2割以上の罹患
1/3～1/2程度、学校長判断
インフルエンザによる欠席が2割を越えた時行う
罹患状況に応じて判断
急激な感染拡大が予想されるとき
クラスの20%以上が、インフルエンザによる出席停止の場合
罹患者が全体の20%をこえたとき。
主治医、校医の判断による
在籍人数の2割程度の感染が確認された場合、感染拡大の恐れがある場合関係職員と協議し学校長が判断する
在籍者の20%以上の罹患
2割程度の出停者
県の条件に従っている
学級の20%以上が新型インフルエンザにり患っていて欠席しており、他にも風邪症状の生徒が多数いる時。
インフルエンザ様症状の生徒が10～20%いる場合
各学校と学校医が相談のうえ設置者が判断(概ねクラス内に20%)

従来の季節性インフルエンザにおける取扱いと同様とし、学校医と相談して判断する
感染者数、感染経路を考え校長が校医の指導のもと判断する、明確な数値はない
クラス中での感染者数と流行の状況を考慮して校医と相談の上決定する
通年のインフルエンザと昨年度の豚インフルエンザとの基準は県の通達により異なるため、それに従う※
罹患者（欠席を含む）20%以上の時、学校医と相談する。
昨年は、学年で3名出て学年閉鎖にした今年度は、学年でインフルエンザ、またはインフルエンザ様、風邪等で欠席、早退体調不良者が1/3に達し、閉鎖にした
欠席者（感染者）20%位
クラスの1/3↑の罹患者を基準とし他状況を踏まえて総合的判断の上、決定する
インフルエンザ感染者3名以上でた場合。
クラスの10%欠席（目安）
罹患者の割合が増加傾向になった場合。
21年度クラス2～4名 22年度クラスの20%
都教委の指示、助言による
ケースバイケース
特定のクラス、学年で増加している時（クラスの20～30%診断有の場合）
都教育委員会に委ねる。

7) インフルエンザへの対策として、学校閉鎖することはありますか。

	高校数	%
1. ある	368	71.6
2. ない	146	28.4

8) 「1.ある」と回答した場合停止の条件、基準（郵便番号順）

学校閉鎖の条件

複数学年の閉鎖
学年閉鎖が複数に及んだとき。学校医と相談
教育庁の指示により実施（各学年複数クラスの学級閉鎖が2学年以上）
当該学年で学級閉鎖が複数となった場合は学年閉鎖とし、学年閉鎖が複数となった場合は学校閉鎖とする。
県から出されている行動計画に沿って行っている
学年閉鎖が複数となった場合
複数の学級閉鎖が重なった時
同上
学年閉鎖が複数となった場合
学年閉鎖が複数になった場合とあるが、学校長が学校医と協議の上で判断
複数学年で閉鎖措置原則7日間
クラスの10%罹患が、各学年に複数あるとき
上記と同様
学年の枠を越えて複数のクラスに一割以上の患者が発生した場合
目安は、複数の学年において学年閉鎖となる場合。
校長判断
複数の学年で学年閉鎖している場合
複数の学年において学年閉鎖となる場合
学年で2クラス以上の学級閉鎖の措置を行った場合、状況にあわせる。
インフルエンザ等による欠席率や罹患率の状況に応じで。（昨年度は基準あり）
欠席率20%
その時々での流行の仕方にする
①各クラスに罹患者がいて1学年2クラス以上の学級閉鎖がある場合②全校の欠席者数がおおむね20%以上
学年閉鎖が2学年以上になった場合
全校の15～20%の欠席
校長判断
上記と同じ
学校医に相談

学校閉鎖の条件

複数の学年が閉鎖された場合
欠席者が急激に増加したら閉鎖
学年閉鎖が複数発生した場合で、かつインフルエンザと診断された生徒及びインフルエンザ様症状を有し欠席している生徒が全校の在籍者数のおおむね20%に達した場合。
2学年（学級）学級閉鎖と当該以外学年の患者の状況で判断
2009年11月には全校生徒の20%の罹患欠席率で
当該学年の在籍者数のおおむね20%に達した場合
解熱後2日を経過した後、登校可
学校長判断
同上
学級閉鎖と同じ。
学年閉鎖が複数発生した場合で、かつ全校の在籍者数のおおむね20%に達した場合
少人数のため学級閉鎖＝学年閉鎖。2つの学年で閉鎖の場合、学校閉鎖とする。
特に設けてはいないが臨機応変に。
在籍者数のおおむね20%に達した場合で、学校医等に相談のうえ決定する。
学校医の判断、在籍の20%
学級閉鎖と同じ
学級閉鎖と同じ
全校在籍数の20%以上の罹患（本校は8名以上）
在籍者数のおおむね20%に達した場合
寄宿舎を所有しているため蔓延の可能性で判断
保健所、学校医、都教委と相談、目安は全校の10～20%欠席したとき。
全クラスの1/2が学級閉鎖で学年閉鎖になっていない時
都の基準
学年閉鎖が1学年以上あった場合
状況による（欠席者数、理由などの、）
特になし。感染の状況をみて判断
特になし。臨機応変に
ケースバイケース
同様。
3学年中、2学年が学年閉鎖（学年在籍の2/3が学級閉鎖。）の場合。
閉鎖クラスが多くなった時
学校医相談1割
都の基準による
1割以上のり患
今までに学校閉鎖をしたことはないが、り患者数や学級閉鎖、学年閉鎖の状況を見て、感染拡大防止のため学校長の判断で行う場合あり。

2 学年が学年閉鎖となった場合或いは半数以上の学級で学級閉鎖となった場合
現在のところ明確な基準なし
欠席率と今後の流行の拡がりの予測。
学級閉鎖と同じ
学校内でいちじるしく患者が発生し、学校長の判断による
学級閉鎖に同じ基準はその都度変わる
各学年 10 名以上欠席した場合
学級閉鎖が全学年にわたりしかも全クラスの 2 ～ 3 割に達した場合教育委員会と相談して決定
学校全体が動
同一学年で 2 学級以上の場合は学年閉鎖を行う。さらに拡大した場合は教育委員会と相談して全校休業を検討。
流行の度合いで。
学級閉鎖と同様
15%以上（県の基準）
学級閉鎖と同様
インフルエンザ様症状の生徒が 15%に達した場合、学校医・健康福祉センター等の意見を踏まえ、決定する。
クラス（学級閉鎖の）数が、3分の1を超えた場合。その前に学年でかたよっている場合には学年閉鎖を行う。
新型で有り、感染力が強く、校長と相談の上
県の基準に沿って判断する。
在籍数の 15%の罹患・千葉県教育委員会のインフルエンザマニュアルに基づいて実施
インフルエンザ患者及び疑われる者が学校全体の 15%以上となったとき。
7クラス中4クラスが学級閉鎖になったら、検討する。
全校生徒・又は全クラスの 1/3 がインフルエンザ発症又は欠席している場合
流行状況によって基準は対策委員会が決定する
複数の学級で学級閉鎖がでた場合。
学校全体における欠席率が 20%に達し、感染の拡大が疑われるとき。
校内において感染が拡大した場合に検討。
茨城県の基準欠席率 20%
県の規準のとおり
20%以上の感染（全体で）
学級閉鎖同様
感染が拡大した場合、教育委員会と相談の上、臨時休業を検討する。
学級閉鎖に同じ。
埼玉県の基準、複数のクラスの学級閉鎖が複数の学年に見られる場合

未定
管理職判断
全学年共に学年閉鎖の時など
学級閉鎖と同様。
県の規程に則って。
県の指示通り
県の指示に従って（複数学年で学年閉鎖）
学校全体で半数を越える学級閉鎖、他のすべての学級でも複数の感染者が確認された場合 検討中
学級閉鎖と同様。
マニュアル化されていない
学年を超えて感染拡大の恐れがある
学校閉鎖になった事はないが、状況によっては、あり得る。基準は6) に準ずる。
学校長・学校医・県教委・私学課・保健所と協議して決定する
学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が20%を超えた場合
県保健厚生課の指示に従う。
県の基準に沿って、必要があれば（まずないとは思いますが）
全体の2割の欠席
学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が2割をこえた場合
学校全体の欠席率が10%を越えた場合
学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が20%を超えた場合。
欠席者20%以上全学年に及ぶ
全体で欠席者の割合が10%を超えた場合
県基準と学校医への相談
決まっていない
明確な基準はないが、その地域の流行状況、学校内での状況など様々な条件を総合しての 判断になると考える
集団の20%の出席停止
全校生徒のうち特定の集団にかかわらず2割以上の感染者が出た場合、検討し決定
学級閉鎖と同様
学年を超えて広範囲な感染が認められる場合、欠席状況に応じて検討する。
20%以上のインフルエンザ様の欠席→校長判断
県の基準に基づき、学級、学年を超えて感染の拡大のおそれがある場合。
学年を超えて感染拡大の恐れがある場合
校医（内科）の判断、1割程度の欠席数
校長判断
状況により決定する。

監督官庁の指導
2割程度の欠席者があったとき学校医と相談する。
学年を超えて感染拡大のおそれがあり、学校長、校医が必要と認めた場合
学年を超えて感染拡大のおそれがある場合
学級閉鎖と同じ
本校では基本的にありません
条件、基準はない状況により学校医の助言で。
校長の判断（基本の方針は県教委より指示）
学級閉鎖と同じ
学級閉鎖と同じ
複数学年で学年閉鎖となった場合
県の指示による
学年を超えて学年休業を実施した場合
学年を超えて広範な感染が認められる場合、4日間程度の学校休業を実施
学年を超えて、広範な感染が認められる場合
大阪府の基準通り
校長判断（校医の意見を聞いて）
学年を超えて広範な感染が認められる場合。
拡大の状況により判断
各学年3クラス以上、合計9クラス以上の学級閉鎖が発生した場合
府教委の指導、→①学年、複数にわたり学級、学年休業になる。②地域の流行サーベイランスから（H. 21年5月）学校閉鎖実施した。保健所と相談。
学級数の20%
学級閉鎖クラスが同学年複数で学年閉鎖
教育委員会の指示で
学級を超えて広範な感染→学年休業→学校休校、と感染の状況に応じて
全校生徒の15%以上
法人・学校医と相談
学年を超えて広範な感染が認められる時
複数学年が学年閉鎖
学年で3クラス以上、合計9クラス以上学級閉鎖の場合
府の対応に応じて学校閉鎖をすることはあります。
規定の人数の欠席
学校医と相談
市教委から示された条件で
未実施 県の基準に準じる
学級閉鎖と同じ

県の定める基準
学年を超えた感染拡大のおそれがある時（県内基準）
学年を越えて広範な感染（1校3学年のうち2学年が閉鎖された場合等）
目安…学級、学年を越えて広範な感染
学年を越えて広範な感染（1校3学年のうち、2学年が閉鎖された場合等）
学年内で複数クラスが学級閉鎖した時は学年閉鎖。複数学年で感染者が急速に増加し、校内でまん延するおそれがある時には学校閉鎖
学級閉鎖の回答に同じ
状況によって判断すると思います
複数学年において疑いのある者、感染者が急速に増加したとき。
県からの指示
複数学年で学級閉鎖
複数学年で臨時休校となった時
学級閉鎖に同じ
インフルエンザ感染者が急速に増加するなど、感染拡大を予防する必要があると判断されるとき（感染の疑いも含め）
各学年2クラス以上の学級閉鎖がある場合、学校医、県教委と検討する
校医、管理職校務運営委員会
2009年度は県からの要請があり休校した。
学級閉鎖と同様。昨年は県全体で閉鎖となりました。
県教委と協議
複数学年でインフルエンザが出た場合
校医、県教委と相談の上決定
学年閉鎖がみられた時→校医の指示を仰ぐ
学校医と相談
学級閉鎖と同じ
欠席者数
複数のクラス、学年等が閉鎖された時、状況を見て判断する
状況によって
罹患者数と校医の意見
パンデミック警戒フェーズレベル6の場合休校はありえる。
患者数に加え健康調査の結果、体調不良（かぜ症状等）の者が全体の半数に近い時、校医と相談の上決定する
校長又は教育委員会の判断
学校医と相談の上決定（はっきりした条件基準なし）
複数の学年で上記のようなクラスが出た場合
4日以上に学年をまたがって複数学級より多発した時

1 2クラスの小規模なので場合によっては
校医・管理職と相談のうえ決定
全学年で1 / 3以上発生した場合。
県の基準 同時に学校全体の3分の1以上
対策委員会で検討
あまり、高等学校で実施することはないと思うが、可能性としてはある。条件等は6)と同じ。
学校医と相談の上、校長が判断
状況に応じて
上記と同じ、又は、保健所の指導による
学校医と相談し助言を受け、県教育委員会へ意見具申する。
①学級閉鎖②学年閉鎖③学校閉鎖の順で学年閉鎖まではあるが、学校閉鎖の基準は経験がないので
2つの学年が1 / 3学級閉鎖
罹患している生徒の状況を把握し、学校医県教委と連携し、決定していく
本校では措置するまでに至らなかったが、県教委の基準は「閉鎖している学級が同時に学校全体の3分の1以上となった時(状況によって学年閉鎖とすることもある。)」翌日から4日間
患者の急な増加があり、学校医と相談の上必要であれば行う。
流行の状況が著しい場合
県教委の基準による
在籍者総数に対し20～30%程度のインフルエンザ様症状による欠席者がある場合
複数学年を閉鎖するなど、学校内において、感染が急速に拡大すると判断される時
在籍総数の20～30%程度のインフルエンザ様症状がある場合、学校医と相談
複数学年を閉鎖し、更に感染拡大が予想される時。
上記のとおり
同上
昨年初めて行いましたが、(欠席状況から校長の判断、り患者の症状
県の方針に基づく
全学年の20%以上
その時の状況によって判断
県教委と相談
発生状況を踏まえ、学校医等の指導助言を得て判断する。
3分の2以上のクラスの学級閉鎖
学校長の判断
学校長の判断
特になし

学級閉鎖と同じ
一つの学校において、学年を超えて広範に患者が確認された場合で、かつ、学校全体で感染が拡大する恐れがある場合には、発症した翌日から7日間又は解熱してから2日後までの間学校閉鎖の措置を講ずる。
学級閉鎖と同じ
学校全体で診断された生徒数と感染が疑われる生徒数から閉鎖するかどうか検討する
大勢、罹患生徒が学年、HRを問わず発生すればあり得ると思います。
学校医と校長判断
学級閉鎖の基準が全学年で同じような状況になれば検討
校医、保健所に相談の上決定する。
全生徒数の2割以上、その他感染が広がる可能性がある場合
複数の学年（学校全体）への流行、蔓延が懸念される場合。（学校医相談含）
感染の急速な拡大など、学級閉鎖と同じような基準。
校内の2割がインフルエンザになった場合・学校長が認めた場合
学校医の判断
学校内でインフルエンザ様症状の欠席者等が2割以上確認され、学校運営に支障をきたす場合。
複数の学年で閉鎖を行っており、他の学年でも、感染者が確認され、拡大の恐れがあるときを目安
各学年に学級閉鎖が出た場合、学校医や保健所等に相談後実施
欠席状況を見て、学校医の助言を受けながら総合的に判断する。
全校の罹患状況を見ながら、関係機関に相談し判断
学級閉鎖→学年閉鎖へ
学級閉鎖と同様
罹患率が30%を越えた時
基準なし。罹患者の推移で判断校医相談
学級閉鎖と同様
状況に応じて（季節型と同様）
学年閉鎖が複数に及んだとき※実際には経験なし
学校全体にまん延のおそれがある時
熊本県教育庁新型インフルエンザ対策室からの基準。学校全体にまん延のおそれがあるとき。
学校全体にまん延のおそれがある時
学校全体に、まん延のおそれがあるとき
学校全体にまん延のおそれがあるとき
学校全体にまん延のおそれがあるとき
複数の学年閉鎖時

複数の学年で学年閉鎖になった場合。
なし
2つの学年が学年閉鎖するとき。校長、体育保健課が必要と認めるとき。
学校医、教育委員会の指示による
学年閉鎖の割合が5割に達した場合又は学校内でまん延の可能性が高い場合（県からの通達）
患者の人数、行事等に差し障りがあるとき。
学年で、1割発生した場合
県の規準に準ずる
学校保健安全法を参照
その都度協議
学校・学年の2割程度欠席、学校医の判断
状況によって協議し、対応
県のマニュアルでは、複数学年が学年閉鎖した場合となっている。
複数の学年において学年閉鎖の措置がとられた場合
複数の学年において学年閉鎖の措置がとられた場合
複数の学年において学級閉鎖の措置がとられた場合
2学年の学年閉鎖（3学年中）
各学年複数クラスの学級閉鎖
状況に応じて、管理者との相談により決定
2学年閉鎖した場合
・3学年中、2学年で学年閉鎖となった場合
学級閉鎖と同様
欠席者が在籍の10%以上に達した場合
1学年2つ以上で学年閉鎖 すべての学年2つ以上で学校閉鎖
全校生徒の2割程度の感染者が認められた場合
複数学年での学年閉鎖が必要。また、閉鎖されている学年以外の学年への感染拡大のおそれがある場合、学校医と協議し決定する。
同様
県教委通知を基準とし、県の対応指針に基づき検討する。
学級閉鎖と同じ
欠席率10%、罹患率30%を目途
検討中
明確な基準はない。状況に応じて対応
学級閉鎖と同様。
学級閉鎖同様
上記と同様の数での発生

通常のインフルエンザ基準に準ずる
今のところ、その経験はないが罹患者が学校生全体に広がり、感染拡大が考えられるとき
複数の学年において、学年閉鎖が行われることとなった場合
全体の10%
全体で30%の者が感染した場合には、(5名以上で)閉鎖する。
はっきりとした基準はないが、学級閉鎖、学年閉鎖の措置をしても感染拡大がおさまらない場合。
学校医と相談
学年閉鎖が複数でた時に学校医に相談・協議の上学校長が判断。
学校医との相談
実施したことはないが、複数の学年閉鎖が出た場合、学校医と相談して決定する。
目安として、校内1割以上の発症(疑い含む)
県から指示がきている。
学年閉鎖が2学年になったとき。
学級閉鎖と同じ
受診先の医師が通学許可を出した日まで
上記と同じ。
全学年とも2割以上の罹患
1/3～1/2程度、学校長判断
学年閉鎖等あった場合、感染防止のため、校医と相談し行う
急激な感染拡大が予想されるとき
学校全体の20%以上が、インフルエンザによる出席停止の場合
学級閉鎖と同様
学級閉鎖と同様
学級閉鎖のクラスが学年2クラスになり、それが他学年でも、同時におこった場合
複数(2割)のクラス閉鎖
県の条件に従っている
全学年に学級閉鎖のクラスが多数でた場合は、学校医の指導のもと実施。
同上
従来の季節性インフルエンザにおける取扱いと同様とし、学校医と相談して判断する
学級閉鎖と同様。
学級閉鎖と同じ
罹患者20%以上の時学校医と相談する。
学級閉鎖に準ずる。
生徒数10%以上の欠席(目安)
状況に応じる。
都教委の指示、助言による